



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年10月2日火曜日 第1901号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....	1083
指定居宅介護支援事業者の指定.....	1083
指定介護予防サービス事業者の指定.....	1083
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	1084
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	1084

指定介護予防サービス事業の所在地の変更.....	1084
指定居宅サービス事業の廃止.....	1085
指定介護予防サービス事業の廃止.....	1085
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	1085
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	1085
兼用工作物の管理の方法について.....	1086
開発行為に関する工事の完了.....	1086

告 示

○愛媛県告示第1529号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。
平成19年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106543	株式会社たいじゅ	愛媛県松山市太山寺町24番地3	訪問介護	ヘルパーステーション清和	愛媛県松山市太山寺町24番地2	平成19年8月1日
3870201542	ベストケア株式会社	愛媛県松山市北条辻610番地15	通所介護	ベストケア・デイサービスセンターしまなみ	愛媛県今治市近見町一丁目3番3号	平成19年8月1日
3870301078	社会福祉法人正和会	愛媛県宇和島市保田甲19番地2	通所介護	社会福祉法人正和会デイサービスセンターやすらぎ	愛媛県宇和島市蛤95番地3	平成19年8月1日
3871300384	医療法人誓生会	愛媛県四国中央市土居町入野970番地	通所介護	デイサービスのぞみ	愛媛県四国中央市土居町入野970番地	平成19年8月1日
3870400649	株式会社ベルワイド	愛媛県八幡浜市新町272番地1	訪問介護	おるde新町ヘルパーステーション	愛媛県八幡浜市新町281番地1	平成19年8月10日
3870201559	株式会社ほのぼの	愛媛県今治市高市甲463番地1	訪問介護	ほのぼの指定介護サービス	愛媛県今治市高市甲463番地1	平成19年8月15日
3870106550	特定非営利活動法人ケアサポート優	愛媛県松山市森松町645番地2	訪問介護	特定非営利活動法人ケアサポート優	愛媛県松山市森松町645番地2	平成19年8月20日

○愛媛県告示第1530号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。
平成19年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870301060	合同会社ゆら	愛媛県宇和島市津島町須下365番地	居宅介護支援	合同会社ゆら指定居宅介護支援事業所	愛媛県宇和島市津島町須下365番地	平成19年8月1日
3870400631	株式会社ステージアップ	愛媛県八幡浜市保内町須川1510番地	居宅介護支援	介護サービス優瑠里	愛媛県八幡浜市釜倉1番耕地608番1	平成19年8月1日

○愛媛県告示第1531号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。
平成19年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106147	社会福祉法人ワークスコレクティブとも	愛媛県松山市溝辺町甲94	介護予防通所介護	アンジュールともの家	愛媛県松山市溝辺町甲94	平成19年8月1日
3870106543	株式会社たいじゅ	愛媛県松山市太山寺町24番地3	介護予防訪問介護	ヘルパスステーション清和	愛媛県松山市太山寺町24番地2	平成19年8月1日
3870201542	ベストケア株式会社	愛媛県松山市北条辻610番地15	介護予防通所介護	ベストケア・デイサービスセンターしまなみ	愛媛県今治市近見町一丁目3番3号	平成19年8月1日
3813910043	医療法人友和会	愛媛県北宇和郡鬼北町近永1517番地3	介護予防通所リハビリテーション	篠原医院	愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永1517番地3	平成19年8月1日
3870301078	社会福祉法人正和会	愛媛県宇和島市保田甲19番地2	介護予防通所介護	社会福祉法人正和会 デイサービスセンターやすらぎ	愛媛県宇和島市蛤95番地3	平成19年8月1日
3870400649	株式会社ベルワイド	愛媛県八幡浜市新町272番地1	介護予防訪問介護	おるde新町ヘルパスステーション	愛媛県八幡浜市新町281番地1	平成19年8月10日
3870201559	株式会社ほのぼの	愛媛県今治市高市甲463番地1	介護予防訪問介護	ほのぼの指定介護サービス	愛媛県今治市高市甲463番地1	平成19年8月15日

○愛媛県告示第1532号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870102765	合資会社テクノエイドみらい	愛媛県松山市山越三丁目5-28	特定福祉用具販売	合資会社テクノエイドみらい福祉用具貸与事業所	愛媛県松山市山越五丁目13番8号	愛媛県松山市山越3-5-28	平成19年8月9日
3870102765	合資会社テクノエイドみらい	愛媛県松山市山越三丁目5-28	福祉用具貸与	合資会社テクノエイドみらい福祉用具貸与事業所	愛媛県松山市山越五丁目13番8号	愛媛県松山市山越3-5-28	平成19年8月20日

○愛媛県告示第1533号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870200825	有限会社いよ路サービス	愛媛県今治市鯉池町一丁目1番22号	居宅介護支援	有限会社いよ路サービス	愛媛県今治市鯉池町一丁目1番22号	愛媛県今治市鯉池町一丁目2番10号	平成19年8月1日
3870400607	株式会社ベルワイド	愛媛県八幡浜市新町272番地1	居宅介護支援	おるde新町居宅介護支援事業所	愛媛県八幡浜市新町272番地1	愛媛県八幡浜市新町281番地1三原ビル1階	平成19年8月1日

○愛媛県告示第1534号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870102765	合資会社テクノエイドみらい	愛媛県松山市山越三丁目5-28	特定介護予防福祉用具販売	合資会社テクノエイドみらい福祉用具貸与事業所	愛媛県松山市山越五丁目13番8号	愛媛県松山市山越3-5-28	平成19年8月9日

3870102765	合資会社テクノエイド みらい	愛媛県松山市山越三丁目 5-28	介護予防 福祉用具 貸与	合資会社テクノエイド みらい福祉用具貸与 事業所	愛媛県松山市山越五 丁目13番8号	愛媛県松山市山越3 -5-28	平成19年 8月20日
------------	-------------------	---------------------	--------------------	--------------------------------	----------------------	--------------------	----------------

○愛媛県告示第1535号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成19年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅サー ビス事業者の 開設者の名 称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所 在住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3870104910	藤井吉株式会社	広島県広島市東区光町二 丁目9-24	通所介護	デイサービス楽家	愛媛県松山市問屋町334 -26	平成19年7月31日
3874000056	有限会社サン・ケアワ ーク	愛媛県南宇和郡愛南町城 辺甲1988	福祉用具貸与	有限会社サン・ケアワ ーク	愛媛県南宇和郡愛南町城 辺甲1988	平成19年7月31日
3874000056	有限会社サン・ケアワ ーク	愛媛県南宇和郡愛南町城 辺甲1988	特定福祉用具販売	有限会社サン・ケアワ ーク	愛媛県南宇和郡愛南町城 辺甲1988	平成19年7月31日
3870200395	有限会社四国フラッシュ	愛媛県今治市高市甲463 番地1	訪問介護	ほのぼの指定訪問介護事 業所	愛媛県今治市高市甲463 -1	平成19年8月14日

○愛媛県告示第1536号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成19年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定介護予防サー ビス事業者の 開設者の名 称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所 在住所	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3870104910	藤井吉株式会社	広島県広島市東区光町二 丁目9-24	介護予防通所介護	デイサービス楽家	愛媛県松山市問屋町334 -26	平成19年7月31日
3874000056	有限会社サン・ケアワ ーク	愛媛県南宇和郡愛南町城 辺甲1988	介護予防福祉用具 貸与	有限会社サン・ケアワ ーク	愛媛県南宇和郡愛南町城 辺甲1988	平成19年7月31日
3874000056	有限会社サン・ケアワ ーク	愛媛県南宇和郡愛南町城 辺甲1988	特定介護予防福祉 用具販売	有限会社サン・ケアワ ーク	愛媛県南宇和郡愛南町城 辺甲1988	平成19年7月31日
3870200395	有限会社四国フラッシュ	愛媛県今治市高市甲463 番地1	介護予防訪問介護	ほのぼの指定訪問介護事 業所	愛媛県今治市高市甲463 -1	平成19年8月14日

○愛媛県告示第1537号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成19年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定介護療養型医 療施設の開設 者の名称又は 氏名	開設者の主たる 事務所の所 在住所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3810720635	石村啓輔	愛媛県大洲市若宮955- 1	介護療養型医療施 設	石村整形外科医院	愛媛県大洲市若宮955- 1	平成19年7月31日

○愛媛県告示第1538号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労働課並びに

西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年10月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス宇和店

- 西予市宇和町上松葉 179 番 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 ダイワロイヤル株式会社
 東京都台東区上野七丁目14番 4 号
 代表取締役社長 越智 壯
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品
 福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
 代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
 平成20年 5 月 7 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,361平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 ア 駐車場の収容台数
 60台
 イ 駐輪場の収容台数
 28台
 ウ 荷さばき施設の面積
 48平方メートル
 エ 廃棄物等の保管施設の容量
 11.11立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前10時
 閉店時刻 午後 9 時30分
 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前 9 時30分から午後10時まで
 ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 出入口 2 箇所
 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前 6 時から午後10時まで
- 2 届出年月日
 平成19年 9 月 6 日
- 3 意見書の提出
 この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
 なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに西予市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
 ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

- 者の氏名
 イ 当該大規模小売店舗の名称
 ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
 愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1539号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第20条第 1 項の規定により、道路と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び宇和島地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成19年10月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の種類及び路線名
 一般県道後柿之浦線
- 2 他の工作物の名称
 須下海岸保全施設
- 3 兼用工作物の位置
 宇和島市津島町須下字橋 141 番 5 地先から同69番 2 地先まで
- 4 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所
 海岸管理者 宇和島市長 石橋 寛久
 住所 愛媛県宇和島市港町二丁目 4 番14
 道路管理者 愛媛県知事 加戸 守行
 住所 愛媛県松山市御宝町 119 番 1
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもの）については道路管理者が、当該施設以外の部分については、海岸管理者が行うものとする。
 - (2) 兼用工作物の災害復旧は、次の各号に掲げる者が行うものとする。ただし、第 1 号又は第 2 号に掲げる場合においても、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより、海岸管理者又は道路管理者が行うものとする。
 - 一 もっぱら道路専用施設に係る場合 道路管理者
 - 二 もっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合 海岸管理者
 - (3) 前 2 項の規定によるほか、海岸法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は海岸管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
 平成19年10月 2 日から当該路線を廃止する日又は海岸の公用を廃止する日まで

○愛媛県告示第1540号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年10月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19松局建(開)第31号 平成19年9月18日	伊予郡砥部町重光258番5、261番1、262番、264番、265番1、266番、262番地先農道及び265番1地先農道	松山市大橋町92番地3 有限会社ホームアンドホーム
19四土(開)第9号 平成19年9月19日	四国中央市豊岡町大町字ツブノハナ上2004番1	高松市松島町一丁目11番22号 株式会社四電工